

産学連携委員会共通規程

(趣旨)

第1条 応用物理学およびその周辺の研究分野において、学界と産業界の緊密な連携を図り、基礎研究・応用研究および開発研究に関する研究発表、情報交換、出版活動などをテーマ別に行う場として、「委員会」設置に関する基準の第5項記載の「産学連携委員会」（以下、「連携委員会」という）を設置する。

(構成)

第2条 連携委員会は、代表者（以下、「委員長」という）からの提案に基づき、テーマ別に組織する。

- 2 連携委員会は、各連携委員会が加入を認め、応用物理学会（以下、「本会」という。）理事会がそれを承認した法人（委員会法人会員）と、各連携委員会が加入を認めた個人（委員会委員）で構成する。
- 3 連携委員会には本会非会員でも参加できるが、委員長は本会正会員に限る。
- 4 各連携委員会の組織・委員の運用は、別途、各運営内規で定める。
- 5 連携委員会の本会担当理事は、会長から指名された副会長がその任にあたる。

(設立・存続・解散)

第3条 連携委員会を設立する場合は、名称（〇〇〇産学連携委員会）、代表者（委員長）名、連絡担当者、連絡場所、設立目的、事業計画、法人会員リスト（予定）、委員会委員リスト（予定）、予算（収支）、運営内規（案）を添えて担当理事（副会長）に申し出る。予算における委員会法人会費の年間総額は100万円以上を要件とする。

- 2 担当理事（副会長）は、提出された書類（必要な場合はヒアリングを実施する）により、連携委員会設立の趣旨・要件を満たしているかどうかを判断し、理事会に諮る。
- 3 設置期間は原則3年とする。
- 4 継続・解散は、設置期間満了の半年前までに理事会に申し出るものとし、理事会は活動内容や継続に必要な活動資金（委員会法人会費の年間総額100万円以上）等の要件に照らして存続の可否を判断する。期日までに申し出のない場合は、解散とする。

(運営内規等の制定及び改正)

第4条 各連携委員会は、名称、目的、事業/活動、組織（構成メンバー・任期等含）、活動資金の内容を含む運営内規を制定し活動する。

- 2 各連携委員会の運営内規等制定・改正は、総務担当理事が承認し、理事会に報告する。

(委員会法人会費)

第5条 連携委員会の趣旨に賛同した委員会法人会員は、年会費を、原則年度末（12月末）までに前納するものとする。期の途中で参加した場合も、会費の全額を納入する。

- 2 連携委員会における1法人あたりの年会費の額は一律とし、その額は理事会承認を得て各連携委員会の運営内規に定める。

(活動資金)

第6条 委員会法人会費および連携委員会の趣旨にあった活動により得られた収益を連携委員会の活動資金とする。

(外部機関からの事業・資産の承継)

第7条 連携委員会設立に当たり、事業の全部または一部において外部機関からの事業・財産の承継がある場合は、外部機関との契約等に基づき、その内容を運営内規に記載する。承継財産の使途・管理・運用は各連携委員会の責任の元、行うものとする。

(会計)

第8条 連携委員会の会計は、本会会計で包括処理し、資産は、本会に帰属する。

2 旅費等経費の支払いは、本会規程に準じて処理する。

(事務業務および学会事務費)

第9条 連携委員会活動に伴い発生する事務業務および学会事務費については、別に「産学連携委員会の事務業務に関する内規」で定める。

(事業計画および予算ならびに事業報告および決算)

第10条 連携委員会は、以下のものを理事会に提出し、承認を得なければならない。

- (1) 事業計画および予算
- (2) 事業報告および決算

(本規程の改正)

第11条 本規程は理事会の議決により改正することができる。

附則 本規程は2021年2月22日より施行する。